

## 令和7年 決算特別委員会（農政部審査）開催状況

開催年月日 令和7年11月11日(火)

質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員

答弁者 食の安全・みどりの農業推進局長 丸子 剛史

質問要旨	答弁要旨
<p><b>三 地理的表示制度について</b></p> <p>先日、ニュージーランドのオーガニック認証のワインをいただく機会がありました。このオーガニック認証、サステナブル認証と共に、GI、地理的表示保護制度も取得をしておりまして、ニュージーランドでは地理的表示保護制度とオーガニック認証を統合することでその価値を高めていることを学ぶ機会がありました。</p> <p>令和6年度時点の北海道における地理的表示保護制度の取組件数などの実績について伺うとともに、私はただ地域ブランドというだけでなく、食の安心・安全条例に基づいた例えば有機認証との統合的な北海道の価値を高める取組として展開するべきと考えますが見解を伺います。</p> <p>時間もないで指摘ということで、最後にさせて頂きたいと思いますが、例えばニュージーランドの例ですけれども、バイオグロ認証という民間の機関がやる認証ですけれども、このバイオグロ認証とGI・地理的表示保護制度を統合的に活用することで、有機農産物の信頼性と付加価値を高めています。実際に、国際市場でも評価されています。</p> <p>私としては、北海道安心・安全条例の理念に基づいて、北海道としても何らかの認証制度を創設して道産ブランドの信頼性向上と国内外市場への発信を図るべきと考えますので、検討・指摘をしたいと思います。</p> <p>また、有機 JAS、エコファーマー、YES!clean、特別栽培など間違うほどたくさんのいろんな認証制度がありますけれども、これも長年の課題となっていると思いますけれども、ニュージーランドにおいてはバイオグロ認証のひとつ下にサステナブル基準等というものがあってですね、恐らく道でいう YES!clean とか特別栽培とか全部そこにたぶん含まれるのかなと思うんですけれども、生産者にとってもそうですけれども消費者にとっても分かりやすい、統合的なフレームワークっていうか、そういうものをきちんと改めて表示についても検討頂きたいということを指摘をして質問を終わります。</p>	<p><b>(食の安全・みどりの農業推進局長)</b></p> <p>地理的表示保護制度などについてですが、地域ならではの伝統と高い品質等が生産地と結びついている特徴的な商品の名称を、知的財産として保護する地理的表示保護制度、いわゆるGIの登録数は、現時点で、全国 161 産品の農林水産物が登録され、そのうち道産品では、夕張メロンをはじめ、十勝川西長いもや今金男しゃくなど、合計9産品のほか、酒類では北海道のワインが登録されている。</p> <p>また、食品の国際規格をよりどころとする生産方式への適合を認証する有機JAS認証制度や、全ての商品やサービスを対象に地域ブランドの名称を商標権として保護する地域団体商標などといった目的の異なる表示制度もありますことから、道としては、これらの表示制度の周知をはじめ、生産者や地域にとって効果的な表示や利用しやすい取組となるよう、引き続き、道内各地への丁寧な情報提供などに努めてまいりたいと考えております。</p>